

4. 配置計画

4-1. 計画地周辺との関係性

公共施設・公共空間を活かしたまちづくり

「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」において、新本庁舎の敷地は、勾当台・定禅寺通エリアが目指すまちを象徴する場所とするために、取り組みの具体化と早期の展開を図ることとしており、重点ゾーンに位置づけられています。

一番町四丁目商店街から連続する軸線

一番町四丁目商店街からの軸線を意識した構えと、人の流れを生み出す低層部とします。軸線を中心に人が集まる空間を展開することで、一番町四丁目商店街や定禅寺通等との回遊性向上を図り、周辺と相互に交流・賑わいを波及させます。

空間の連続性の向上

勾当台公園の各エリアと現本庁舎敷地がそれぞれで独立している現状に対し、新本庁舎では敷地周囲に広場や歩行空間・連続性のある緑化を整備し、各エリアとシームレスに繋ぎ、また、無電柱化も実施することで「まちの回遊性を高める」ことに寄与します。

4-2. 建物・外構施設配置

開かれた広場に配慮した高層棟の配置

行政機能を高層棟に集約し、南西側に配置することで、敷地周辺に開いた広場を整備します。

市民の居場所と賑わいを生み出す低層部の構成

低層部の市民利用・情報発信機能は、分散配置とし敷地周囲からも敷地内広場や低層部の賑わい・活動が感じられる計画とします。

低層部の外構は、周辺道路や広場に賑わいをもたらしながら、植栽計画と併せて利用者に優しい歩行・滞留空間を整備します。



建物配置と周辺との関係



※色、デザイン等は今後の検討により変更になる場合があります

広域から見た南東面鳥瞰イメージ

5. 平面計画

5-1. 低層部フロア (1階)

① 一番町四丁目商店街からの軸線

一番町四丁目商店街からの軸線を意識し、南北を結ぶ、歩行者通路を整備します。

② 4つの広場

それぞれ性格の異なる広場を整備し、一体的な活用ができるようにすることで、多様なイベントに対応できる計画とします。

1. 市民広場と一体的に連続する広場
2. 天候に左右されない屋根付広場
3. 低層棟に囲われた青空の広場
4. 低層棟の玄関口としての広場

③ 市民利用・情報発信機能

市民の目に触れやすい、ロビーやバス停・地下鉄出入口付近や青空の広場を囲む位置に市民利用・情報発信機能を配置します。震災関連情報、市政情報の発信や観光、NPO活動拠点等周辺施設の情報、東北の魅力の情報発信を行います。また、職員や市民が日常利用する飲食スペース等とします。

④ 低層部の木質化

ロビー空間に加え、市民利用・情報発信機能や屋根付広場は木質化を計画し、来庁者が木の温もりを感じられる設えとします。

⑤ ロビー

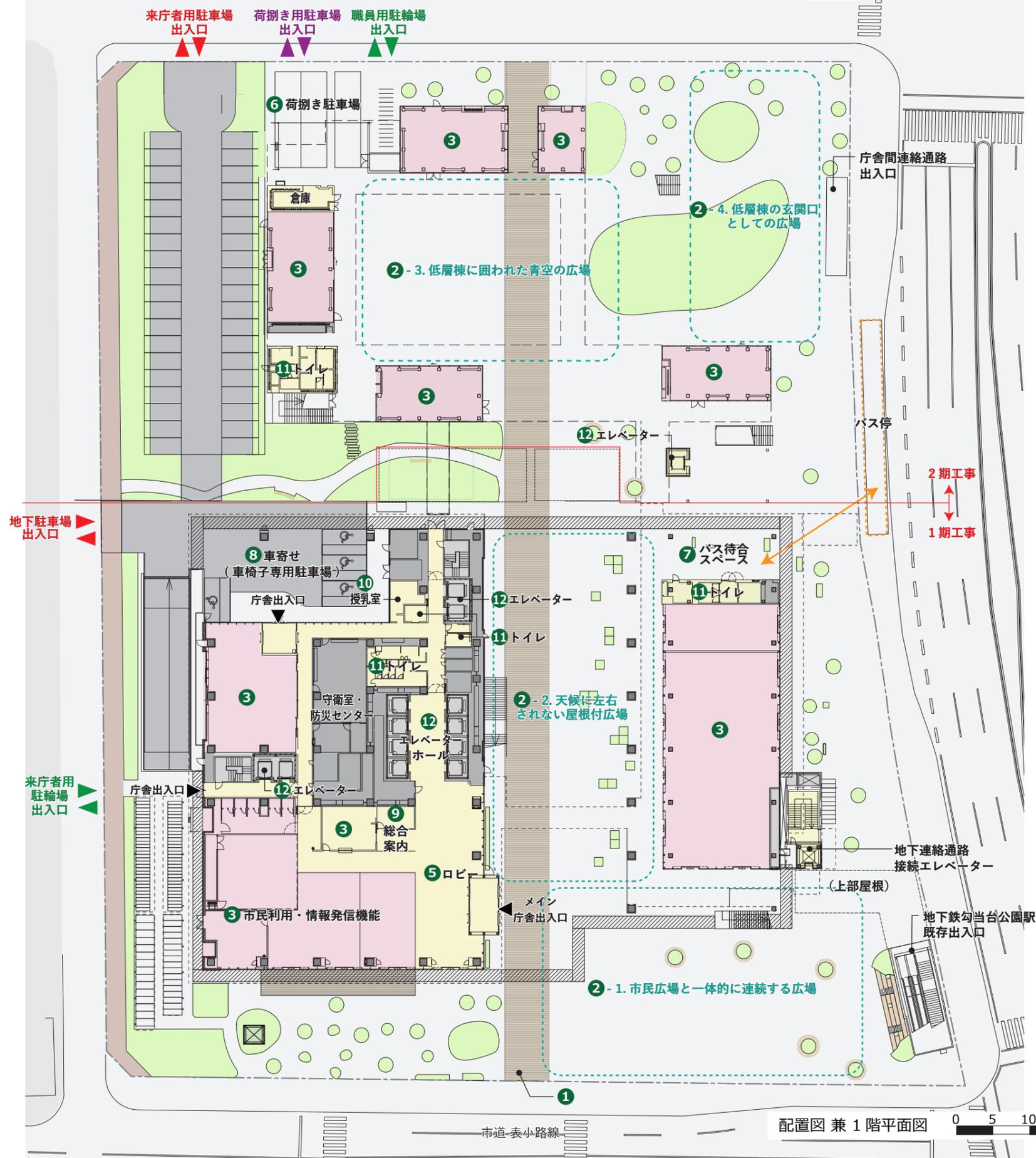
建物の顔となる空間として、日常的なエントランスから、国内外からの公式な訪問団の歓迎等に対応できるよう、屋根付広場と一体的に整備します。

⑥ 荷捌き駐車場

地下駐車場に整備するほか、各市民利用・情報発信施設の荷捌きやイベント時における広場への搬出入を考慮し、敷地北側にも整備します。

⑦ バス待合スペースの設置

敷地東側のバス停に近接した位置へ設置し、バス利用者の滞留スペースを確保します。



ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインを取り入れて、分かりやすい案内やサインによって市民が利用しやすい庁舎とします。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を満たす計画とします。

⑧ 車寄せ

北西の庁舎入口に計画します。車椅子用駐車スペースを設置し、安全な移動経路を確保します。

⑨ 総合案内

来庁者にとってわかりやすく、アクセスしやすい、ロビーに面した配置とします。

⑩ 授乳室

WC に隣接して授乳室を配置し、子供連れの方も安心して利用できる計画とします。

⑪ トイレ

各階の同じ位置に配置することで、利用しやすく分かりやすい計画とします。各階に誰もが利用できる個室トイレを設置します。

⑫ エレベーター

来庁者用エレベーターは、全てバリアフリーに適した大きさ、仕様とします。車いすの方が押しやすいボタン配置とします。視覚・聴覚障がい者の方に配慮し点字プレートや音声案内についても導入します。職員用エレベーターは、ストレッチャーの搬入が可能な大きさとしてします。

※外構図はイメージであり、植栽の配置などは変更する場合があります

5. 平面計画

5-1. 低層部フロア (2階)

① デッキ

広場や市民利用・情報発信機能を囲うように、3つの回廊状の動線が重なり合うデッキを計画します。各広場を自由に巡ることができる散歩道でもあり、イベント時は広場を見渡す観客席になります。

② 大屋根 (屋根付広場)

ロビー前の広場には大屋根を架け、天候に左右されずに利用可能な2層吹き抜けの空間とします。

③ 行政機能等

申請・相談窓口など、特に市民・事業者の利用が多い部署を低層階に設置します。

④ 会議室

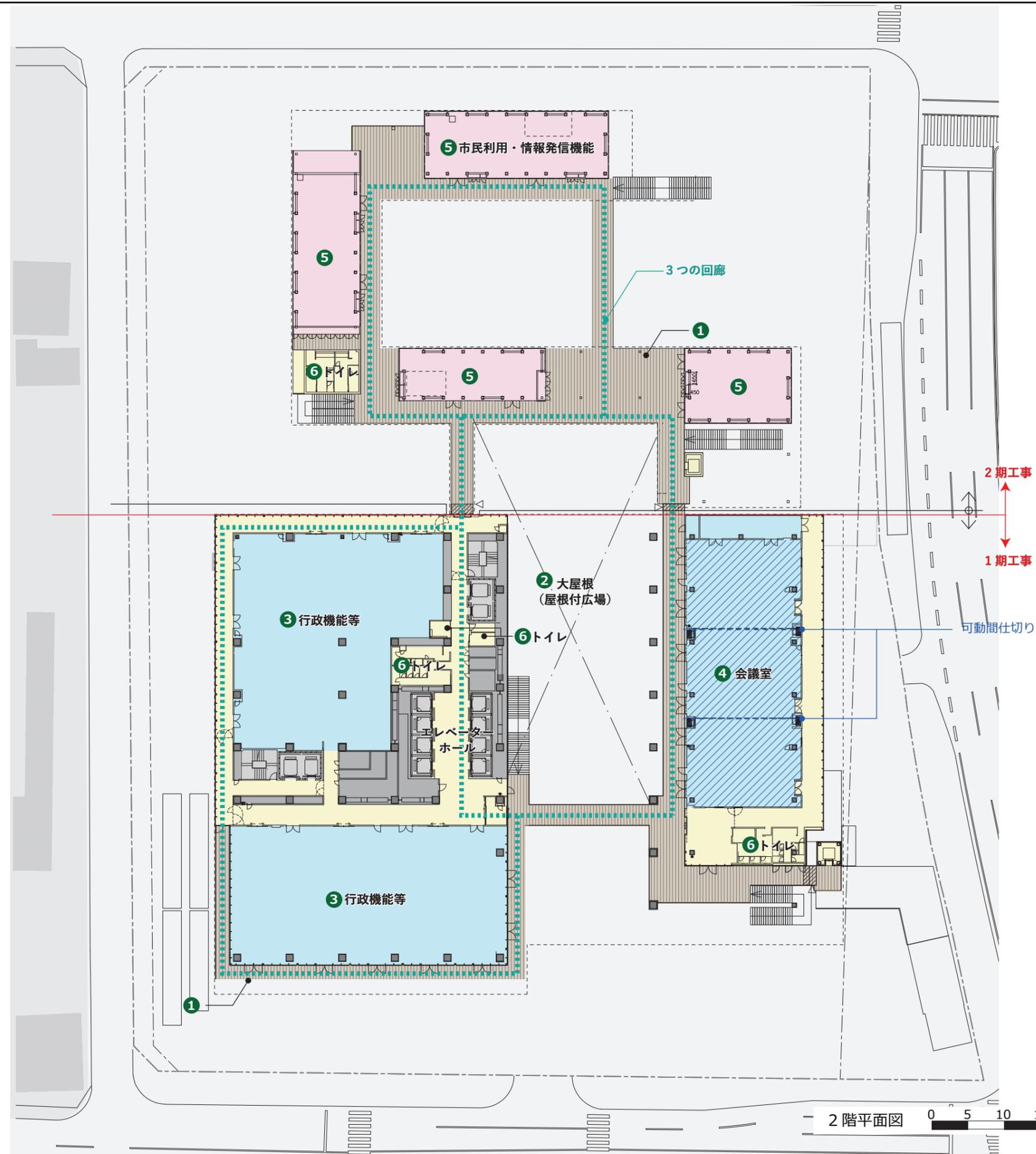
行政機能及び市民利用・情報発信機能のそれぞれと近接した場所に、職員の打合せに加えて、市民利用も想定した会議室を配置します。土日や開庁時間外でも利用可能な計画とします。可動間仕切りを設け、様々な規模の会議に対応でき、施設稼働率を高める計画とします。

⑤ 市民利用・情報発信機能

1階同様に様々な機能の配置を想定する他、間仕切り変更にも対応可能なまとまりのあるスペースを分散して、様々な用途に対応できる配置とします。

⑥ トイレ

各階の同じ位置に配置することで、利用しやすく分かりやすい計画とします。各階に誰もが利用できる個室トイレを設置します。



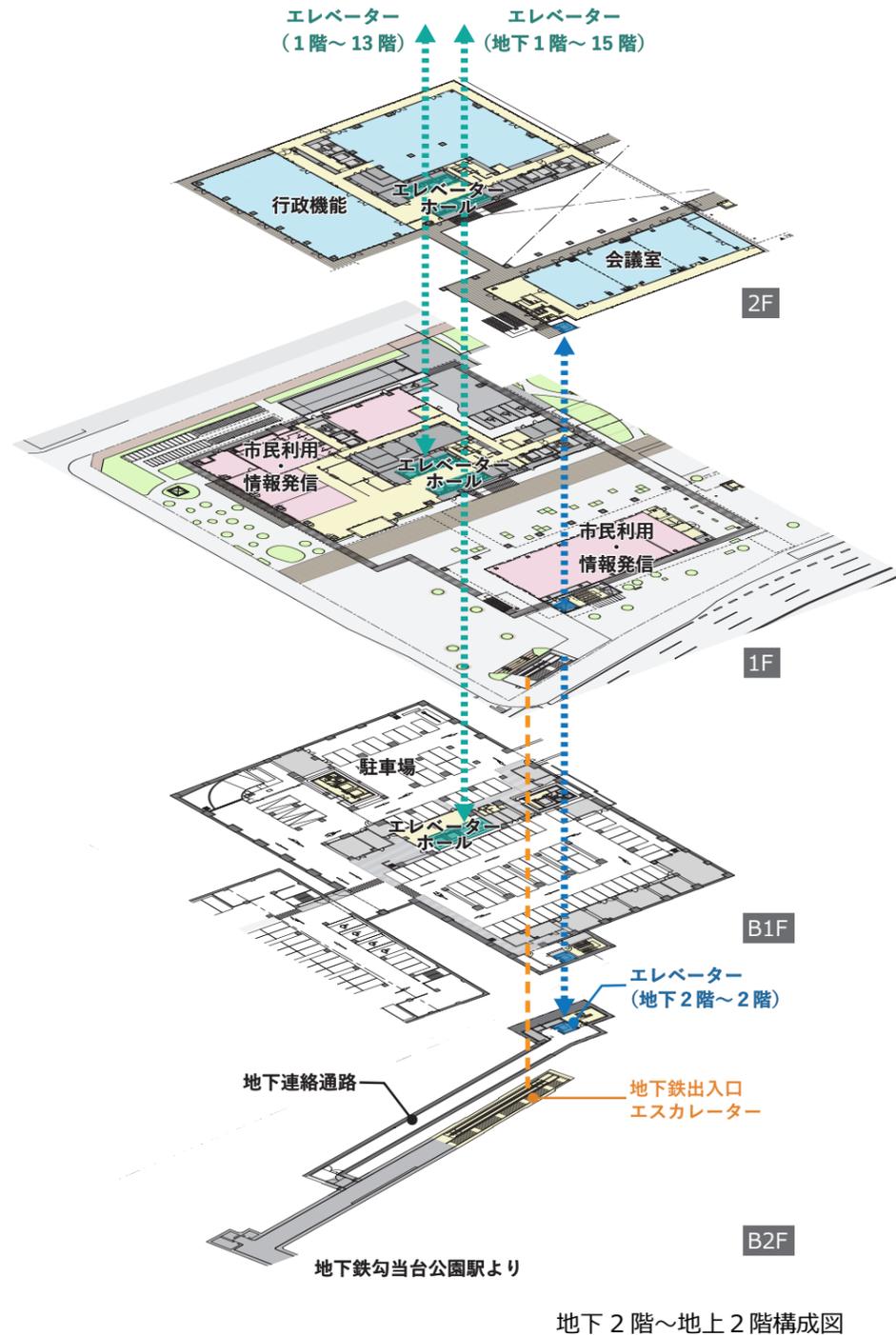
凡例

- 市民利用エリア
- 共用エリア
- 行政エリア
- 行政エリア (会議室)

5. 平面計画

5-2. 地下からのアクセス計画

- ロビー前の広場には2層吹き抜けの大屋根を設け、南北面から双方の来庁者を迎える計画とします。
- 屋根付広場は誰もが自由に通り抜けできる空間として計画します。また、休日や閉庁後も一定の時間帯で開放可能な計画とし、市民が利用しやすい場をつくります。
- 地下鉄勾当台公園駅出入口より大屋根を介して雨に濡れずに直接アクセスできる計画とします。
- 駅から直通の新設するエレベーターは市民利用の多い1階・2階へ直接アクセスできる計画とします。
- 庁舎内中央に設けたエレベーターより各階へアクセスできる計画とします。



南東面より屋根付広場・エントランスロビーを見る



北側2階デッキより屋根付広場を見る